

障害者

■お問い合わせ／
 障害者支援室 ☎ 082 (513) 3161 (FAX) 082 (223) 3611
 (E-mail) fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp
 保健対策室 ☎ 082 (513) 3069 (FAX) 082 (228) 5256
 (E-mail) fuhoken@pref.hiroshima.lg.jp

共に生きる社会をめざして

障害のある人もない人も、社会の一員としてお互いを尊重し、支え合いながら、自立して生活ができる社会をめざすことを「ノーマライゼーション」といいます。
 このノーマライゼーションの実現に向け、国際連合による「国際障害者年」（昭和56（1981）年）を契機として、国内外でさまざまな取り組みが行われています。
 平成16（2004）年6月には障害者基本法が改正され、新たに「国民の責務として、障害のある人の人権が尊重され、障害のある人が差別されることがない社会の実現に寄与するよう努めなければならない」という規定が設けられました。
 平成18（2006）年4月には障害のある人の自立と社会参

加を支援するために障害者自立支援法が施行されました。同法に基づき広島県でも、「広島県障害福祉計画」を策定し、「障害のある人が地域で安心して暮らせる社会」「自立と共生の社会」の実現に向けて取り組んでいます。
 しかし、障害のある人が日常生活を営む上では、いまだに多くのバリア（障壁）があり、障害のある人は、さまざまな面で、不自由、不利益または困難な状況に置かれています。
 ノーマライゼーションを実現するためには、障害の特性や障害のある人を理解するとともに、障害のある人を取り巻くさまざまなバリアを解消する必要があります。

障害のある人に対する正しい理解を

障害のある人といっても、生まれた時からの障害や、病気や事故による障害、老化もたらす病気による障害など、その状況はさまざまです。最近では障害の重度化・重複化や障害のある人の高齢化が進んでいます。
 また、①高次脳機能障害、②発達障害など、これまであまり知られていなかった障害もあります。

障害のある人が感じている不便さや必要としている支援は、障害の特性や状態によって異なります。
 障害のある人を「障害者」としてひとまとめに考えるのではなく、障害は多種多様で、同じ障害でも一律でないことを理解し配慮していく必要があります。

① 高次脳機能障害とは

頭部外傷（交通事故などによる脳外傷）や脳卒中（脳出血、脳梗塞、くも膜下出血）などの疾患で脳が損傷を受けたことにより、「新しいことが覚えられない」「場所が分からない」「集中力が続かない」「意欲がなくなった」「人間関係が保てなくなった」といった症状が現れ、社会生活において困難を来すことをいいます。このような症状は外見からは分かりにくいため、家族をはじめ周囲の人たちが本人の症状を正しく理解することが必要です。
 社会復帰にあたっては適切な診断・評価、特性に応じたリハビリテーションなどの長期的な支援が求められています。


② 発達障害には

自閉症、アスペルガー症候群[※]、そのほかの広汎性発達障害、注意欠陥／多動性障害（AD／HD）、学習障害（LD）などがあります。脳機能の障害といわれており、通常低年齢において発現するものです。性格や育て方などが原因となるものではありません。
 本人の努力だけでは解決できないことが多く、一方的に本人に努力を強いて、苦手なことを克服せよとするのではなく、二次障害などのさらなる困難を免れさせてしまう危険性があります。早期に発見し、その人の特性に合わせて、周囲の人たちが理解し配慮していくことが大切です。

※アスペルガー症候群とは、自閉症と同じように周囲の環境や人から適切に情報を受け取ることが自分の思いを伝えることが困難であり、かつ知的発達や言葉の遅れを伴わないものをいいます。

発達障害に理解とサポートを。

近年、その数が増えている発達障害について、広島県発達障害者支援センターの相談員・奥平智美さんにお話を聞きました。



奥平智美さん

表面だけ見て誤解しないで

発達障害がある人は、周囲の環境や人から適切に情報を受け取ることや自分の思いを伝えることが困難です。分かりやすく、自分なりの解釈で考えたり学習したりしているため、世間で「当たり前」とされていることとズレが生じてしまいます。例えば、（解釈の仕方が違っているために）何回言っても意図が通じない、相手の気持ちを察しにくいといった特徴から、「失礼な人だ」と誤解されがち。発達障害は見た目では分かりませんが、周囲の人が困惑することも少なくありません。そんなときは、もしかして理解の仕方が違うのかなと別の角度から考えてみてください。

適材適所で力を発揮

就労面では、発達障害がある人は、同じパターンで繰り返し行うような作業において、誰よりも早く正確にできるようになります。ほかにも記憶力を生かせる仕事や、ルールや順番を守ることが得意なので、手順に従って進めるような仕事にも向いています。
 発達障害がある人は、周囲の理解とサポートを得て能力を十分発揮できます。能力を伸ばすためには、なるべく早い時期からの支援と、社会全体で受け入れ、サポートしていく環境づくりが大切だと思います。

発達障害に関する相談受付中

広島県発達障害者支援センターの連絡先は裏面をご覧ください。

バリアフリーの実現

人は誰でも暮らしの中で、さまざまなバリアを感じることもあるでしょう。特に、障害のある人は、暮らしの中でバリアを感じる機会がたくさんあります。
 例えば、障害のある人に対する誤った認識や偏見などといった心のバリアや、建物や駅のエレベーターの不備、歩道や道路の段差などの物理的なバリア、音声案内や手話通

訳などの不足といった情報面のバリア、障害のある人が障害を理由に資格習得や就業の機会が与えられないなど制度面でのバリアなどです。
 障害のある人もない人も、誰もが安全で快適な生活を送れる社会を実現するため、みんなで社会全体のバリアの解消を図っていきましょう。

だれもがいきいきと生活できる社会に

障害者の雇用について

障害のある人が、就職し、自立した生活を送ることは、自己実現と社会参加を果たす上で、大変意義のあるものです。
 「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、「障害者雇用率制度」が設けられており、常用雇用労働者数が56人以上の民間企業の事業主は、常用雇用労働者数の1.8%以上の障害者を雇用しなければなりません。
 しかし、本県の障害者雇用率は1.55%（平成18（2006）年6月1日現在）で法定雇用率を下回っており、ひとりでも多くの障害のある人が、適性に応じた職業に就いて、持てる能力を発揮できるよう、さらなる取り組みが求められています。

公正採用選考について

わが国の憲法ではすべての人に基本的な人権の一つとして「職業選択の自由」が保障されています。これは「就職」が私たちにとって、生活の安定や、勤労を通じた社会参加など、生活を営む上で極めて重要な意義を持っているためです。
 しかし、今日でも採用選考の面接試験で「家族の職業」や「家庭環境」などを質問したり、あるいは興信所などを通じて応募者の身元調査をするなどの不適切な選考を行う事例が見受けられます。
 このような行為は、憲法で保障された応募者の基本的な人権を侵害するものであり、公正な採用選考の理念に反するものです。
 企業は、多くの人の働く場を提供する事業主として、すべての応募者に対して就職の機会均等を保障し、応募者の適性と能力に基づいた公正な採用選考を実施する必要があります。

■お問い合わせ／雇用対策室 ☎ 082 (513) 3425 (FAX) 082 (222) 5521
 (E-mail) syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

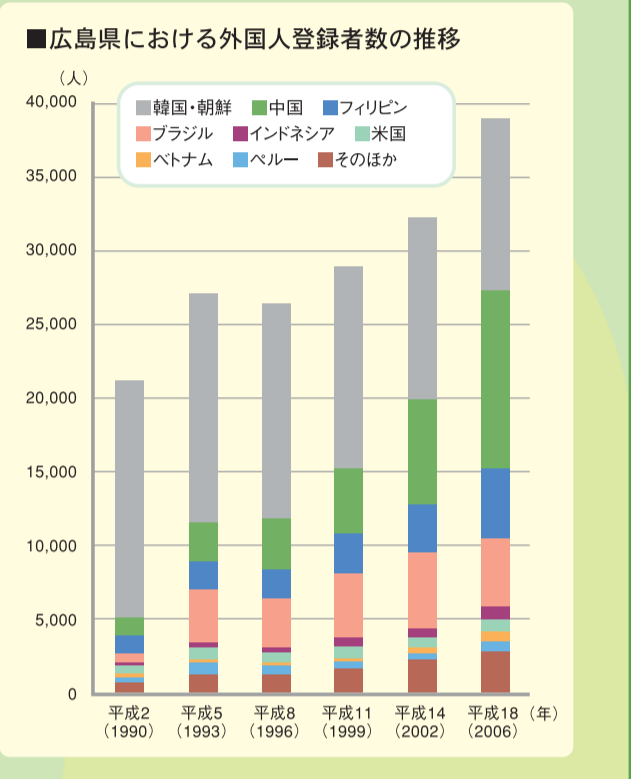
研修用に人権啓発ビデオの貸し出しを行っています。

詳しくは <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/>
 広島県ホームページ → くらし → 人権啓発 → 人権ライブラリー
 ■お問い合わせ／人権・男女共同参画室 ☎ 082 (513) 2734 (FAX) 082 (227) 2549
 (E-mail) kenjindanjo@pref.hiroshima.lg.jp

外国人

■お問い合わせ／国際室
 ☎ 082 (513) 2359 (FAX) 082 (228) 1614
 (E-mail) soukokusai@pref.hiroshima.lg.jp

広島県内には、在日韓国・朝鮮人をはじめとし、中国、フィリピン、ブラジルなど多くの外国籍の人たちが暮らしています。外国人登録をしている人は、38,994人（平成18（2006）年12月末現在）で、県の人口の約1.4%に当たり、10年前の26,382人に比べて約48%増加しています。広島県に居住することになった事情や歴史的背景を知り、異なる文化、生活習慣、価値観などを尊重し合い、外国籍県民が日常生活の中でどのような問題に直面しているか理解することはとても大切なことです。
 外国籍県民には、就労や入居、入店に関する差別などの人権問題が依然として存在するとともに、言語や生活習慣が異なることから、教育や福祉、労働など生活全般に多くの問題を抱えています。県では、国籍や民族を問わず、すべての人の人権やさまざまな文化、生活習慣、価値観などが尊重され、外国籍県民一人ひとりが個性や能力を発揮しながら生き生きと活躍できる「多文化共生社会」をめざし、誰もが暮らしやすい生活環境の整備や地域社会へ参加できる環境整備を進めています。
 外国籍県民が地域社会へ積極的に参加することが、ひいては地域社会の活力と発展につながるのではないのでしょうか。同じ地域に暮らし一員として、外国籍県民とともに生きる「多文化共生社会」を築きましょう。
※外国籍県民…県内に居住している外国人



「ヒント(HIINT)」を、ぜひ、ご利用ください。

<http://hiint.hiroshima-ic.or.jp/>

「ひろしま国際情報ネットワーク(Hiroshima International Information Network)（通称:ヒント）」には、イベント情報をはじめ、海外渡航・経済、ボランティア、外国語（英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語）による外国籍県民の皆さん向け「ひろしま暮らしのガイド」など、さまざまな情報が盛りだくさん。県内の国際化推進をめざして、皆さんの国際活動に役立つ情報を提供するサイトです。

同和問題

■お問い合わせ／人権・男女共同参画室
 ☎ 082 (513) 2734 (FAX) 082 (227) 2549
 (E-mail) kenjindanjo@pref.hiroshima.lg.jp

同和問題とは、同和地区や被差別部落などと呼ばれる特定の地域の出身であることや、そこに住んでいるというそれだけの理由で、結婚を反対されたり、就職や日常生活の上でさまざまな差別を受けるという、わが国固有の人権問題です。
 わが国社会の歴史的発展の過程でつくられた身分差別により、国民の一部の人たちが長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられしてきました。
 昭和40（1965）年に出来た同和対策審議会答申を受けて、昭和44（1969）年に同和対策事業特別措置法が制定され、同和問題の解決に向けた本格的な取り組みがスタートしました。
 以後、特別対策事業に関する法律に基づき、住宅や道

路の改善など特別対策事業が行われてきました。こうしたさまざまな事業の実施により生活環境の改善など、おおむねその目的を達成できる状況になったことから、平成13（2001）年度末で特別対策を終了しました。
 一方、差別意識については、教育や啓発の取り組みにより着実に解消に向けて進んできましたが、結婚問題などにみられるように同和問題に関する偏見や差別意識は依然として存在しています。
 また、インターネットを利用した悪質な差別情報の掲載など、情報化社会を反映した問題も生じています。
 私たちは同和問題を正しく理解し、認識を深めていく必要があります。

アイヌの人々

■お問い合わせ／人権・男女共同参画室
 ☎ 082 (513) 2734 (FAX) 082 (227) 2549
 (E-mail) kenjindanjo@pref.hiroshima.lg.jp

「アイヌ」とはアイヌ語で「カムイ（神）」に対する「人間」という意味です。北海道などに古くから住んでいたアイヌの人々は、自然の恵みに感謝し、人間を深く愛し、平和な暮らしを送っていた民族です。
 江戸時代の松前藩による支配や、明治維新後の北海道開拓の過程で、アイヌの人々の独自の文化や風習は禁止され、日本語の使用や生活習慣の和風化という同化政策が強制的に進められました。この結果、アイヌの人々は、独自の文化や風習、伝統的な生活手段を失った上に、苦しい生活を強いられました。

現在は、これまでの福祉対策の実施などにより生活環境は着実に向上してきていますが、アイヌの人々に対する理解が十分でないことから、学校や就職、結婚などにおいて偏見や差別が、依然として存在しています。
 アイヌの人々の置かれている現状を踏まえ、平成9（1997）年に、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が成立しました。私たち一人ひとりが、アイヌ民族の歴史や文化、伝統などの理解を深めることが、アイヌの人々の人権を尊重することにつながります。

同じ人間だもの。わたしたち人間とは、たとえていうと大きな木に実ったたくさんの果実。同じ木の実でもよく見ると形が違ったり、色もそれぞれ違う。本当にいろいろ。もとをたどるとみんな同じ幹、同じ根から。もうこれからは差別するという心から解きはなたれませんか。わたしたちはお互いを思いやることのできる同じ人間だもの。